

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	消防局 予防課 危険物係
許 認 可 等 名	予防規程の認可・変更認可
根 拠 法 令	消防法
根 拠 条 項	第14条の2第1項
連 絡 先	(電話656-1193)
審 査 基 準	<p>消防法第14条の2第2項により、「消防法第10条第3項の技術上の基準に適合していること」及び「その他火災の予防のために適当であること」である。</p> <p>後者について「火災の予防」とは、単に火災の発生を防止することだけでなく、一旦発生した火災の延焼拡大を防止し、被害を最小限にとどめることであることをいうことから、平常時における危険物の貯蔵又は取扱いの方法のほか、緊急時における措置の方法も予防規程の重要な内容となることに留意する。</p> <p>前者の技術上の基準については、「危険物の規制に関する政令」、「危険物の規制に関する規則」及び「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」の関係規定並びに別紙関係通知を参考とする。</p>
	<p>(提出方法)</p> <p>製造所等の所有者、管理者又は占有者は予防規程制定(変更)認可申請書2部及び関係図書を徳島市長(消防局予防課危険物係)あて提出してください。</p> <p>(手数料)</p> <p>なし</p>
	<p>設定等年月日</p> <p>平成24年8月1日設定(令和3年4月1日最終変更)</p>
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間</p> <p>総日数 7～15日(休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>
	<p>設定等年月日</p> <p>平成24年8月1日設定(令和 年 月 日最終変更)</p>